

4 輸国第 5 5 9 1 号

関税割当公表第75号

令和 5 年度の無糖れん乳の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、ミルク及びクリーム（濃縮又は乾燥をしたものに限るものとし、粉状、粒状その他の固形状のもの以外のもので、砂糖その他の甘味料を加えてないものに限る。以下「無糖れん乳」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

なお、本関税割当ては、関税定率法等の一部を改正する法律の施行の日から適用します。

令和 5 年 3 月 10 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

- 1 割当対象物品 無糖れん乳（関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第1第0402.91号に規定するもの）
- 2 割当数量 別途公表
- 3 通関期限 令和 6 年 3 月 31 日

第 2 関税割当申請書受付の担当課（以下「受付担当課」という。）

農林水産省畜産局牛乳乳製品課

ただし、第 5 の 1 及び 2 に係る申請書の受付けについては、内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課が行う。

第 3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省輸出・国際局国際経済課

ただし、第5の1及び2に係る証明書の交付については、内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課が行う。

第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

- 1 提出期間（直接持ち込む場合は、行政機関の休日を除く。）

次に掲げる期間とする。

ただし、(2)に掲げる期間については、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てに残量が生じた場合及び返納された関税割当証明書に残存数量がある場合には、関税割当申請書を提出することができる。

(1) 令和5年4月3日（月）から同年4月11日（火）まで

(2) 令和6年2月1日（木）から同年2月5日（月）まで

- 2 提出時間 直接持ち込む場合は、午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

電子メールによる提出の場合は、各提出期間の最終日については、午後3時までとする。

第5 関税割当申請者の資格

次のいずれかに該当する者

- 1 沖縄県の区域内において、無糖れん乳を自ら輸入し、かつ、販売又は同区域内で当該物品を原料とした製品を製造する者であって、令和4年度において、関税率表第1部から第4部までに属する貨物の輸入実績を有する者。
なお、販売することを目的に輸入する場合は、自己の名と計算において輸入通関することが確実であると認められること。
- 2 沖縄県の区域内において、無糖れん乳を原料とした製品を製造し、かつ、販売する者
- 3 当該物品を原料とした製品を製造する者

第6 関税割当申請書等の提出方法

以下の1から3までのいずれかの方法により提出することができる。

- 1 農林水産省共通申請サービスによる提出

農林水産省共通申請サービスサイトにアクセスし、申請を行う（以下「電子申請」という。）。

2 書面による提出

(1) 直接持ち込む場合

第2の受付担当課へ持参する。

(2) 郵送等による場合

郵便書留等の追跡可能な方法により、以下の宛先まで送付する。

なお、第4の1の各提出期間内に当省必着とする。

(宛先)

【第5の1及び2に該当する者】

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号

内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課 畜産振興室宛

【第5の3に該当する者】

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省畜産局牛乳乳製品課 需給班担当者宛

3 電子メールによる提出

件名を「関税割当申請書類の提出（申請者名）」とし、本文に「連絡先」及び「担当者氏名」を記載することとする。

(宛先)

【第5の1及び2に該当する者】

okinawa_chikusan.v4f@ogb.cao.go.jp

【第5の3に該当する者】

kanzeiwariate_dairy_maff@maff.go.jp

第7 提出書類

1 関税割当申請書（省令別記様式第1）

ただし、電子申請による提出の場合は不要。

2 第5の1の資格により申請する者のうち、割当物品を販売する者は、1の書類に加えて次に掲げる書類を提出すること。

(1) 輸入実績を証する書類

ただし、今年度に既に割当を受けた者が2回目以降の申請を行う場合は添付を必要としない。

ア 前年度に無糖れん乳の関税割当を受けた者は、前年度の関税割当証明書の写し

なお、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報の写しを添付する。

イ ア以外の者は、輸入申告書及び税関の輸入許可通知書の写し

(2) 輸入実績及び販売実績数量等一覧表（別記様式1－1）

(3) 一般関税割当て（乳製品）に関する誓約書（別記様式1－2）

ただし、電子申請による提出の場合は不要。

(4) 法人にあっては、定款（目的を確認できる頁の抜粋で可）の写し並びに
商号、本社の住所及び代表者氏名を確認できる文書の写し（電子申請による提出の場合は不要）、個人事業者にあっては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。）

ただし、令和4年度における関税割当実績を有する者にあつては、本公表に基づく関税割当申請時点において、登記事項証明書の記載内容に変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない。なお、当該書類の記載内容に変更のある場合であつて、第1の割当対象物品又は用途が異なるため、同時に複数（2以上）の関税割当申請を行う場合における当該書類の添付は、第2の受付担当課が同一の場合に限って、いずれか一方への添付で差し支えない。

3 第5の1の資格により申請する者のうち、割当物品を原料とした製品を製造する者、第5の2及び3の資格により申請する者

(1) 輸入商品及び輸入・使用等の実績・計画一覧表（別記様式1－1）

(2) 割当対象物品を利用した製品に関する工場工程見取図

ただし、過去に受付担当課に提出したことがあり、申請時点において内容に変更のない場合は添付を必要としない。

(3) 一般関税割当て（乳製品）に関する誓約書（別記様式 1－2）

ただし、電子申請による提出の場合は不要。

(4) 法人にあっては、定款（目的を確認できる頁の抜粋で可）の写し並びに商号、本社の住所及び代表者氏名を確認できる文書の写し（電子申請による提出の場合は不要）、個人事業者にあっては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。）

ただし、令和 4 年度における関税割当実績を有する者にあつては、本公表に基づく関税割当申請時点において、登記事項証明書の記載内容に変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない。なお、当該書類の記載内容に変更のある場合であつて、第 1 の割当対象物品又は用途が異なるため、同時に複数（2 以上）の関税割当申請を行う場合における当該書類の添付は、第 2 の受付担当課が同一の場合に限って、いずれか一方への添付で差し支えない。

第 8 本公表に基づく 1 回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が 2 回目以降の申請を行う場合に提出する書類（電子申請による提出の場合は不要）

本公表に基づく 1 回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が 2 回目以降の申請を行う場合は、関税割当申請書に添付する書類として、第 7 に定める書類のほか、2 回目以降の関税割当申請を行う必要が生じた理由を示す書類（別記様式 1－3）を提出するものとする。

ただし、第 7 に定める書類（2 の(3)及び 3 の(3)を除く。）のうち、その記載内容が 1 回目の関税割当申請のときと変更のないものについては、その提出を必要としない。

第 9 割当基準

申請者に対する割当数量は、関税割当数量の範囲内において、輸入実績数量、

販売実績数量及び販売計画数量等を勘案し、第5の1及び2の申請者ごとの数量を定めた後、関税割当数量から第5の1及び2の申請者に割り当てた数量を差し引いて得られる数量の範囲内において、令和4年度の製造実績数量及び在庫数量、令和5年度の製造計画数量等を勘案し、第5の3の申請者ごとの数量を定めるものとする。

第10 関税割当証明書の発給の停止

関税割当証明書の発給は、次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から翌年度の末日までの期間内は停止するものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。

- 1 申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき。
- 2 申請者が本公表の定めに違反したとき。
- 3 申請者が虚偽の申請又は報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類又は報告書に係るものその他の関税割当てに関するものに限る。）をしたとき。

第11 報告

- 1 本関税割当てを受けた者は、令和6年4月12日（金）までに、割当てを受けた物品の輸入・使用状況報告書（別記様式3）を農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）に1部提出する。
- 2 1の書類は、電子媒体により提出することができる。
宛先：kanzeiwariate_dairy_maff@maff.go.jp
- 3 割当てを受けた者は、関税割当てに関して法令又は本公表に違反した場合には、農林水産省に速やかに報告するものとする。

第12 その他

- 1 書面による提出において、関税割当申請書及びその他の添付書類の提出部数、関税割当証明書の有効期間の延長を希望する場合の証明書有効期間延長申請書及び割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数はそれぞれ1通とする。
- 2 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更、有効期間の

延長及びその他事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続きについては、書面又はメールによる提出において、関税割当申請書等の記載要領について（平成15年6月30日付け15総合第1316号。以下、「記載要領」という。）によるものとする。

- 3 関税割当証明書の有効期間の延長は、自然災害等関税割当てを受けた者の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合に行うものとする。

なお、有効期間の延長の申請を行う場合は、受付担当課への事前の相談を必要とする。

- 4 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の全部若しくは一部がなくなったとき、割当数量を全て消化したとき又は関税割当証明書の有効期間を経過したときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない。返納は原則として、郵便書留等の追跡可能な方法によるものとする。

なお、関税割当証明書を返納する際、関税割当残存数量の全部を返納する場合は「関税割当数量の返納について」（別記様式1－4）を、関税割当残存数量の一部を返納し、一部の再交付を希望する場合は、書面又は電子メールによる提出において、関税割当申請書及び再交付申請理由書（記載要領様式第1）を提出する。

その際、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

- 5 申請に当たって、割当てを受けた用途にのみ使用し、その他の用途には使用又は販売しないことを誓約することとされている本割当対象物品について、やむを得ない理由により、割当てを受けた用途以外の用途に使用し、これらの用途以外の用途に使用するため譲渡し、又は割当てを受けた用途と同一の用途に使用する場合であっても、割当てを受けた者から他者へ譲渡（申請時点においてあらかじめ届出のあった譲渡を除く。）しようとするときは、受付担当課へ事前に相談するものとする。

- 6 農林水産省は、申請者に対し、関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。
- 7 畜産局長は、必要と認めた場合は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく指定検査機関の発行する割当てを受けて輸入した物品の成分分析表の提出を求めることがある。
- 8 内閣府沖縄総合事務局長は、第5の1及び2に係る申請者ごとの申請数量等についての意見を畜産局長に提出することができる。
- 9 令和5年度内に割当数量の全量について通関すると認められない者に対して、関税割当証明書の返納（残存数量の全部又は一部）を求めることがある。

第13 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

- 1 農林水産省は、本公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所を、農林水産省のウェブサイトにおいて公表する。
- 2 本関税割当公表に基づき提出された関税割当申請書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び関係法令に基づき適正に管理し、申請内容の審査及び関税割当証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。ただし、1に掲げる公表のための内容を除く。

<注> 別記様式は以下の農林水産省ウェブサイトに掲載。

(http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t_kanwari/format/index.html)